

国際物流拠点産業集積地域制度 の手引き

令和4年8月

沖 縄 県

《 目 次 》

I 国際物流拠点産業集積地域の概要

- | | | |
|--------------|-------|---|
| 1 制度の目的 | | 1 |
| 2 対象地域・対象事業等 | | 1 |

II 特例措置の内容

- | | | |
|-------------------|-------|----|
| 1 対象資産 | | 3 |
| 2 税制上の特例措置（国税） | | 4 |
| 3 税制上の特例措置（地方税） | | 6 |
| 4 関税（保税地域に係る特例措置） | | 8 |
| 5 融資制度 | | 9 |
| 6 中小企業信用保険制度等の特例 | | 10 |

III 措置実施計画の認定申請について

- | | | |
|-----------------|-------|----|
| 1 措置実施計画とは | | 11 |
| 2 措置実施計画認定までの流れ | | 12 |
| 3 認定申請書提出先・申請書類 | | 14 |

III-II 措置実施計画認定後の手続について

- | | | |
|--------------|-------|----|
| 1 主務大臣の確認 | | 17 |
| 2 変更認定又は認定取消 | | 17 |
| 3 実施状況の報告等 | | 18 |

IV 特定国際物流拠点事業の認定申請について

- | | | |
|----------------------|-------|----|
| 1 特定国際物流拠点事業の認定とは | | 19 |
| 2 特定国際物流拠点事業の認定までの流れ | | 21 |
| 3 認定申請書提出先・申請書類 | | 23 |

IV-II 特定国際物流拠点事業の認定後の手続きについて

- | | | |
|----------------|-------|----|
| 1 主務大臣の確認 | | 25 |
| 2 事業の開始・変更の届出等 | | 25 |
| 3 実施状況の報告等 | | 26 |

V 問い合わせ先

- | | | |
|-----------------|-------|----|
| 1 各特例措置の相談・申請窓口 | | 27 |
| 2 制度概要のお問い合わせ先 | | 27 |

別添 記入要領・記入例

1 措置実施計画認定申請書の記入要領	28
1-2 措置実施計画認定申請書の記入例	31
2 特定国際物流拠点事業認定申請書の記入要領	35

○法令の略語一覧

沖縄振興特別措置法	沖振法
沖縄振興特別措置法施行令	沖振法令
沖縄振興特別措置法第50条の規定に基づく国際物流拠点 産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準等 内閣府、経済産業省告示第3号	主務大臣の告示
租税特別措置法	租特法
租税特別措置法施行令	租特法令
沖縄県税の課税免除及び不均一課税に 関する条例	県税の課税免除等の特例に関する条例

国際物流拠点産業集積地域における 税制上の特例措置を受けるために必要な手続きの概要

この手引きでは、①と②の項目について解説しています。③と④は国の手引き等にて確認して下さい。

①特例の対象となる認定申請書を知事に申請

【投資税額控除等】認定申請書に記載する主な項目

- ・達成しようとする目標
- ・内容及び実施期間
- ・実施体制
- ・必要な資金の額及びその調達方法 等

【所得控除】主な事業認定要件

- ・適切な事業計画を有すること
- ・区域内で設立された法人であること
- ・常時使用従業員が15人以上であること
- ・特区内で専ら特定国際物流事業を営むこと 等

②知事の認定を受ける

計画が認定要件を満たせば知事から認定されます。
認定を受けた場合は、下記の特例の対象となります。

- ・ 中小企業信用保険法の特例
- ・ 中小企業投資育成株式会社法の特例

③知事の認定を受けた措置実施計画の実施によって見込まれる付加価値額の目標値等を主務大臣に申請し確認を受ける

主務大臣の確認要件（アに該当し、イ又はウのいずれかに該当すること）

- ア 付加価値額の増加
- イ 常用労働者数の維持及び常用労働者の給与額の増加
- ウ 常用労働者数の増加

④主務大臣の確認を受ける

申請した目標値が基準を満たせば確認を受けられます。
※具体的な数値は主務大臣の告示や国の手引等をご確認ください。

⑤措置実施計画に基づき設備投資等を実施

⑥税務申告

※注意事項

- ①税制上の特例措置のうち投資税額控除等を受けるためには、**対象資産の取得等の前に**、**県知事の措置実施計画の認定及び主務大臣の確認**が必要になります。また、所得控除を受けるためには、**特例を受ける事業年度末の前に**、**県知事の事業認定及び主務大臣の確認**が必要になります。
- ②認定及び確認を受けても、税制上の特例措置が受けられない場合があります。要件等について、各関係行政機関に事前のお問い合わせをお願いします。

I 国際物流拠点産業集積地域の概要

1 制度の目的

国際物流拠点産業集積地域（国際物流特区）は、沖縄振興特別措置法第 41 条において規定されており、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目的としています。

国際物流拠点産業集積地域では、国際物流拠点産業集積計画に基づく措置実施計画について知事の認定を受けた事業者が、対象地域で、機械・装置、建物等を取得した場合における税制上の特例措置※（国税【投資税額控除】・地方税）や中小企業信用保険法等の特例、融資制度を活用することができます。

※税制上の特例措置の活用にあたっては、措置実施計画の実施により一定の要件（対象業種、付加価値増、給与増等）を満たすことについて主務大臣の確認を受ける必要があります。

また、一定の要件を満たし、知事の特定期間国際物流拠点事業の認定及び主務大臣の確認を受けた法人は、法人設立後 10 年間、法人税課税所得を 40%控除する「所得控除」を活用できる特例措置もあります。

2 対象地域・対象事業等

(1) 対象地域

- 那覇市・浦添市・豊見城市・宜野湾市・糸満市の全域
- うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区）

(2) 対象事業

制度の対象となるのは、下記 8 事業及び「こん包業」（国際物流拠点産業）が対象となります。対象事業の定義は、原則として日本標準産業分類に基づきますので、対象事業の判定も同分類に準じます。

（注意）「こん包業」は、税制上の特例措置の対象外となります。

(3) 対象期間

- 投資税額控除等：令和 7 年 3 月 31 日までに対象資産を事業の用に供する予定の計画が対象となります。

（注意）税制上の特例措置の活用を予定している場合は、対象資産の取得等の前に知事の措置実施計画の認定及び主務大臣の確認を受ける必要があります。

- 所得控除：令和 7 年 3 月 31 日までに特定国際物流拠点事業の認定を取得した後に主務大臣の確認を受ける必要がある。

Ⅱ 特例措置の内容

1 対象資産

- 税制上の特例措置の対象となる資産は、対象事業の用に供する以下の資産です。
- 対象資産のうち「5G情報通信システム」(注1)に該当するものを「認定特定高度情報通信技術活用設備」(注2)に限定。

(注1) 「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」の特定高度情報通信技術活用システム。

(注2) 注1における同法の認定導入計画に記載されたもので認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の対象となるもの。

(1) 「機械・装置」の範囲

* 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第二の「機械及び装置」が対象
食料品製造業用設備、化学工業用設備、金属製品製造業用設備、道路貨物運送用設備
などです。別表第二において、申請予定の機械・装置がどの項目に該当するのか必ず
確認してください。

(2) 「建物」の範囲

1. 全対象事業共通：工場用の建物
2. 以下の事業については、工場用の建物に加え、以下の建物も対象

事業名	建物
道路貨物運送業	車庫用、作業場用又は倉庫用の建物
倉庫業	作業場用又は倉庫用の建物
卸売業	作業場用、倉庫用又は展示場用の建物
特定の無店舗小売業	事務所用、作業場用又は倉庫用の建物
特定の機械等修理業	作業場用又は倉庫用の建物
特定の不動産賃貸業	倉庫用の建物
航空機整備業	事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物

(3) 「建物の附属設備」の範囲

1. 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一の「建物附属設備」が対象
電気設備（照明設備含む）、冷房、暖房、通風又はボイラー設備等
2. 建物の附属設備は、建物と同時に取得した場合のみ対象。

2 税制上の特例措置（国税）

- 下記（１）、（２）、（３）のいずれかを選択。
- 建物の附属設備は、建物と同時に取得した場合のみ対象。
- 特別償却は個人事業主も対象。
- 国税では、土地の取得は対象外。

（１）所得控除

根拠	沖振法第 50 条第 2 項、租特法第 60 条、租特法令第 36 条
対象者	特定国際物流拠点事業を営む事業者のうち知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告法人
内容	認定法人について、設立から 10 年間、各事業年度の所得金額の 40%を当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

○お問合せ先：県内各税務署（法人税担当部署）

（２）投資税額控除

根拠	沖振法第 50 条第 1 項、租特法第 42 条の 9、租特法令第 27 条の 9
対象者	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告法人
対象資産	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する次の①又は②のいずれかの新・増設 ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が、1,000 万円を超えるもの ②機械・装置で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が、100 万円を超えるもの
内容	○機械・装置の取得価額の 15% ○建物・建物附属設備の取得価額の 8%を法人税額から控除 ※中古設備は対象外 ※取得価額の限度額：合計 20 億円 ※税額控除の限度額：各事業年度の法人税額の 20% ※繰越可能年数：最長 4 年（措置実施計画の実施期間に限る）

○お問合せ先：所管の各税務署（法人税担当部署）

(3) 特別償却

根拠	沖振法第 50 条第 1 項、租特法第 12 条、同法第 45 条、租特法令第 6 条の 3、同第 28 条の 9
対象者	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告事業者
対象資産	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する次の①又は②のいずれかの新・増設 ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が、1,000 万円を超えるもの ②機械・装置で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が、100 万円を超えるもの
内容	○機械・装置の取得価額の 50% ○建物・建物附属設備の取得価額の 25%を特別償却 ※取得価額の限度額：合計 20 億円

○お問合せ先：所管の各税務署（法人税担当部署）

3 税制上の特例措置（地方税）

- 土地については、取得の翌日から起算して1年以内に家屋の建設に着手した場合に限る。
- 家屋、土地等については、直接業務に供しない部分は課税免除の対象外。
- （3）固定資産税の課税免除については、「倉庫業」は対象外。
- （4）事業所税の課税免除については、知事の認定及び主務大臣の確認は不要。
※課税免除の対象に該当するか、必ず県税・市町村税所管部署にご確認ください。

（1）事業税の課税免除（県税）

根拠	沖振法第51条、地方税法第6条、県税の課税免除等の特例に関する条例第6条
対象者	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた個人事業主及び法人
対象資産	対象地域内において、新・増設した国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備※1
内容	新・増設から5カ年間（措置実施計画の実施期間に限る）、新・増設に係る事業税の課税免除※2

○お問合せ先：各県税事務所

（2）不動産取得税の課税免除（県税）

根拠	沖振法第51条、地方税法第6条、県税の課税免除等の特例に関する条例第6条
対象者	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた個人事業主及び法人
対象資産	対象地域内において、新・増設した国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備※1
内容	新・増設に係る不動産取得税の課税免除 ・対象設備である家屋※3 ・家屋の敷地である土地の一部※4

○お問合せ先：各県税事務所

(3) 固定資産税の課税免除（市町村税）

根拠	沖振法第 51 条、地方税法第 6 条、県税の課税免除等の特例に関する条例第 6 条、各自治体課税免除条例
対象者	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた個人事業主及び法人
対象資産	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する次の①又は②のいずれかの新・増設 ①国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備※ 1 ②100 万円を超える機械・装置
内容	新・増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、5 年間（措置実施計画の実施期間に限る）、課税免除

○お問合せ先：各市町村税務担当課

※対象資産については、各市町村で異なる場合がありますので、必ずご確認下さい。

※原則として市町村税。ただし、大規模償却資産の取得価額のうち、一定限度額を超える額については県税。

(4) 事業所税の特例（市町村税） ※那覇市のみ

根拠	地方税法附則第 33 条、地方税法施行令附則第 16 条の 2 の 8
対象者	個人事業主及び法人
対象資産	那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設であって、次の①又は②のいずれかの新設 ①当該施設に設置される機械・装置及び器具・備品の取得価額の合計額が 1,000 万円以上であるもの ②当該施設に係る建物・附属設備の取得価額の合計額が 1 億円以上であるもの
内容	上記施設において行う事業に対して課する事業所税のうち、資産割について、その課税標準となるべき事業所床面積の算定の際に、5 年間、当該事業所の床面積を 2 分の 1 であるものとして計算する。

○お問合せ先：那覇市資産税課（098-862-5320）

- ※ 1 国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 2 号又は第 45 条第 1 項の表の第 2 号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの
- ※ 2 税額の全額が課税免除になるわけではなく、新設・増設した対象設備に直接従事した従業員の配置により税額の計算を行います。
- ※ 3 直接に対象事業の用に供する資産のみが課税免除の対象となり、販売部門や営業部門は除外されます。
- ※ 4 土地は取得の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする対象設備である家屋の建設の着手があった場合のみ対象となります。

4 関税（保税地域に係る特例措置）

（1）保税地域許可手数料の軽減

根拠	沖振法第46条
対象者	事業認定（主務大臣が認定）を受けた者
内容	対象地域内で保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けたものが納付すべき当該許可に係る手数料を2分の1に軽減する。

○お問合せ先：

沖縄地区税関 保税地域監督官（098-862-9814）
内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）産業振興担当参事官室
（03-5253-2111（内線：34363、34364））

（2）保税地域における課税物件の選択制

根拠	沖振法第47条
対象者	事業認定（主務大臣が認定）を受けた者
内容	外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、原料に対する関税率と製品に対する関税率とのいずれかを選択できる（通常は原料課税一択）。

○お問合せ先：

沖縄地区税関 保税地域監督官（098-862-9814）
内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）産業振興担当参事官室
（03-5253-2111（内線：34363、34364））

5 融資制度

融資制度を活用するためには、別途、沖縄振興開発金融公庫の審査が必要です。
詳細については、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。

(1) 産業開発資金

種類	用途	融資限度額	返済期間
国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興	指定地域内で事業を行うために必要な資金	所要額の7割以内	25年以内 (うち据置5年以内)

○ご利用窓口：本店 融資第一部 産業開発融資班 (TEL：098-941-1765)

(2) 中小企業資金

種類	用途	融資限度額	返済期間
国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付	設備資金	7億2千万円	20年以内 (うち据置5年以内)
	長期運転資金	2億5千万円	7年以内 (うち据置3年以内)

○ご利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第一班 (TEL：098-941-1785)

(3) 生業資金

種類	用途	融資限度額	返済期間
国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付	設備資金	7千2百万円	20年以内 (うち据置5年以内)
	運転資金	4千8百万円	7年以内 (うち据置3年以内)

○ご利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第二班 (TEL：098-941-1795)

6 中小企業信用保険制度等の特例

知事から措置実施計画の認定又は特定国際物流拠点事業の認定を受けた事業者は、以下の特例措置を受けることができます。詳細については各関係行政機関までご確認ください。

(1) 中小企業信用保険法

制度概要	中小企業者が金融機関から事業資金の借入を行う際、沖縄県信用保証協会が当該借入に対する保証を引き受ける場合の限度額・割合や、当該保証に係るリスクを日本政策金融公庫が負担する信用補完制度等について規定。			
特例概要	中小企業信用保険法の特例として、一般保証と別枠の保証枠（国際物流拠点産業集積関連保証）の利用が可能になります。 また、保険料率についても沖振法令に定める利率が適用されます。 (沖振法第48条、沖振法令第23条)			
	一般保証 限度額	2億8,000万円 普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円	別枠保証 限度額	2億8,000万円 普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円
	保険料率	保証をした借入れの期間1年につき、0.41%（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあっては、0.35%）		

お問い合わせ窓口：沖縄県信用保証協会(098-863-5300)

(2) 中小企業投資育成株式会社法

制度概要	中小企業のうち資本金が3億円以下の株式会社は、中小企業投資育成株式会社から、以下の投資を受けることができます。 ①設立時に発行する株式の引受けや ②事業を行うために必要とする資金調達のために発行する株式や新株予約権等の引受け
特例概要	資本金額が3億円を超える株式会社であっても、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能です。 (沖振法第49条)

お問い合わせ窓口：大阪中小企業投資育成株式会社九州支社(092-724-0651)

Ⅲ 措置実施計画の認定申請について

1 措置実施計画とは

(1) 措置実施計画

国際物流拠点産業集積地域制度における特例措置を活用するためには、必要事項を記載した措置実施計画を作成し、知事の認定を受ける必要があります。また、税制上の特例措置（P4～7※事業所税を除く）の活用にあたっては、知事の認定に加え、措置実施前に主務大臣の確認を受ける必要があります。主務大臣の確認要件については、P17を確認してください。

(2) 記載事項

措置実施計画の申請書には、下記事項について記載してください。記入内容については、P28を確認いただくか、（公財）沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）に設置されている「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」（以下「ワンストップ相談窓口」という。）へ相談してください。

- ① 国際物流拠点産業集積措置により達成しようとする目標
- ② 国際物流拠点産業集積措置の内容及び実施期間
- ③ 国際物流拠点産業集積措置の実施体制
- ④ 国際物流拠点産業集積措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- ⑤ 国際物流拠点産業集積措置の実施により見込まれる効果
- ⑥ その他

(3) 知事の認定要件

国際物流拠点産業集積地域における措置実施計画の認定を受けるには、沖振法に規定する以下の要件を満たす必要があります。

- ① 知事が策定する国際物流拠点産業集積計画の内容等に適合していること。
- ② 実施計画の内容を実施することにより、その地域の「国際物流拠点産業の集積」を図るために有効かつ適切なものであること。
 - ア 目標が具体的に設定されており、これを達成するために必要な措置が定められていること。
 - イ 措置の内容が具体的で実現性が高く、継続的な実施が見込まれること。
 - ウ 措置が目標の実現に有効であることが合理的に説明されていること。
- ③ 措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
 - ア 措置の実施主体が特定されていること。
 - イ 措置の実施スケジュールが明確であること。

(4) 措置実施計画の申請時期について

税制上の特例措置の活用については、計画対象資産の取得等までに知事の認定と主務大臣の確認を受ける必要があるため、設備投資等をする前に時間的余裕を持って申請してください。

2 措置実施計画認定までの流れ

(1) 事前相談

対象事業、措置実施計画の認定要件、認定申請手続等については、ワンストップ相談窓口で事前に相談ください。

また、税制上の特例措置については、各関係行政機関へ事前にお問合せください。



(2) 認定申請書の作成

沖縄県商工労働部企業立地推進課（以下「企業立地推進課」という。）のホームページから様式をダウンロードして、認定申請書を作成してください。（P15 参照）

なお、ワンストップ相談窓口では、措置実施計画申請書の作成支援も行っていますので、認定申請予定資産の資料等を用意し、ワンストップ相談窓口へ相談してください。



(3) 認定申請書の提出及び事前審査

作成した認定申請書は、添付書類と併せて、ワンストップ相談窓口でメールで提出してください。※提出にあたってはP14～16を必ず確認してください。

公社で事前審査が行われます。



(4) 認定申請書の審査及び認定

公社での事前審査の後、沖縄県で審査が行われ、認定の可否が判断されます。審査の結果、認定申請内容が適正であると認められると、認定書が交付されます。

※沖縄県のホームページで、認定の概要を公表します。

※認定書は、認定申請書に記載のある住所及び代表者宛てに企業立地推進課から送付されますので、認定申請後に変更がある場合は、速やかに、公社担当者にご連絡をお願いします。



(5) 主務大臣の確認

税制上の特例措置(P4～7※)を受けようとする場合は、主務大臣の定める基準に適合する旨の確認が必要です。国の担当窓口へ申請し、確認書の交付を受けてください。(P17参照) ※事業所税を除く。



(6) 各特例措置の活用

必要書類(認定書・確認書等)をお持ちの上、各窓口にて直接手続を行ってください。

※沖縄県(制度担当課)や公社から、各関係行政機関への連絡はいたしません。



(7) 措置実施状況の報告・認定

毎年、措置実施状況報告書を作成し、事業年度終了後から1ヶ月以内に、企業立地推進課に提出してください。

審査の結果、措置の内容が適切に実施されていると認められると、認定書が交付されます。

※措置実施状況報告書の認定が受けられなかった場合でも、既に受けた特例措置が取り消されることはありません。

3 認定申請書提出先・申請書類

【認定申請書提出先】

認定申請書類については、ワンストップ相談窓口までメールにて提出してください。

申請書提出先：okitoku@okinawa-ric.or.jp

なお、提出の際は、他申請との混入を避けるため、必ず下記を守って提出して下さい。※守られない場合、計画認定が遅れる可能性があります。

①提出メールのタイトル

【※※※】国際物流拠点産業集積措置実施計画認定申請書

(※※※)には事業者名を記入

②提出ファイル名

※提出日：西暦・月・日を8桁の半角数字で記入して下さい。

例：2022年8月15日の場合→20220815

2023年12月5日の場合→20231205

※企業名にアルファベット、数字、記号がある場合は『半角』で入力してください。

申請書類	ファイル名
認定申請書	【物流_提出日_事業者名】認定申請書
履歴事項全部証明書又は住民票抄本	【物流_提出日_事業者名】履歴事項又は住民票
事業に関する許可証・証明書の写し	【物流_提出日_事業者名】許可証等
貸借対照表	【物流_提出日_事業者名】貸借対照表
損益計算書	【物流_提出日_企業名】損益計算書
取得予定資産に関する資料	【物流_提出日_企業名】別紙3表No○の取得予定資産に関する資料
その他	【物流_提出日_企業名】その他資料○○（資料名をご記載ください）

ファイル名称例

「株式会社1・2・3システムズInc」という会社が
2022年8月15日に国際物流拠点産業集積地域の申請書類を提出した場合

【物流_20220815_1・2・3システムズInc】認定申請書

【物流_20220815_1・2・3システムズInc】履歴事項

【物流_20220815_1・2・3システムズInc】許可証等

【物流_20220815_1・2・3システムズInc】貸借対照表

【物流_20220815_1・2・3システムズInc】損益計算書

【物流_20220815_1・2・3システムズInc】建物見積書

【物流_20220815_1・2・3システムズInc】附属建物見積書・パンフレット

【物流_20220815_1・2・3システムズInc】機械装置見積書・パンフレット

【申請書類】

(1) 認定申請書様式

- ① 【様式第1号】国際物流拠点産業集積措置実施計画認定申請書
- ② 【別紙1】申請者の基本的事項、措置実施場所等の基本的事項
- ③ 【別紙2】措置実施計画の内容
- ④ 【別紙3】措置実施計画に必要な施設の整備その他の措置

(2) 当制度関係書類は、下記URLからダウンロードしてください。

申請書は、パソコン(Microsoft Word)で作成してください。

手書きでの作成は、不可です。

①当制度「手引き」： 沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口「国際物流拠点産業集積地域」
https://zei-tokku.okinawa/kokusai.html
②認定申請書等：
https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/kigyoritchi/kokusaibuturyutoku.html

(3) 認定申請書に添付する書類

提出する書類は、申請書のほかに次の添付書類が必要になります。

項目	必要添付書類	備考
1	履歴事項全部証明書または住民票抄本	原本。3か月以内に入手したもの。
2	貸借対照表	複写。直近1期分
3	損益計算書（販管費及び原価の明細等を含む。）	
4	事業に関する許可証・証明書等の写し（一部の事業のみ対象）	複写。（例：以下） 【倉庫業：倉庫業許可書】 【道路貨物運送業：一般貨物運送業許可書】
5	取得予定資産に関する資料 ※各種資料は複写も可 ※パンフレット等は、カラーにて御提出ください（原本がモノクロの場合は、モノクロのままでも可）。	土地 ①面積が確認可能な資料（登記事項証明書等） ②取得価額が確認可能な資料（見積書や契約書等）
		建物 ①面積が確認可能な資料（設計図、登記事項証明書等） ②取得価額が確認可能な資料（見積書や契約書等）
		建物附属設備 ①設備の内容が分かる資料（パンフレット等） ②取得価額が確認可能な資料（見積書や契約書等）

		機械・装置 ①設備の内容が分かる資料（パンフレット等） ②取得価額が確認可能な資料（見積書や契約書等）
6	その他 ※必要に応じて別途依頼 する場合がございます。	

※提出書類については、原本の照会を求める場合もありますので、申請書類とあわせて保存をお願いいたします。

※提出書類について不足等がないか、以下を確認の上、資料の御提出をお願いします。

■見積書等

- 宛名及びメーカー名は明記されているか
- 日付は記入されているか
- 「一式」等の場合、内訳明細は添付されているか
- 申請資産以外が掲載されている場合、赤線にて見え消しされているか
- （該当者のみ確認）見積等より対象資産に充てて、費用の按分を行っている場合、按分の内容が分かるように、①何をどのように按分しているのか、②申請資産の金額を算出するための計算式等を、明確に記載した資料が添付してあるか
- 申請書記載資産名と見積書等記載資産名において、齟齬はないか

■パンフレット（又は仕様書と写真資料）

- 見積書記載の資産名や型番と一致しているか
- 該当の資産がわかるように、丸印等はつけられているか
- 申請書記載資産名とパンフレット等記載資産名において、齟齬はないか

Ⅲ-Ⅱ 措置実施計画認定後の手続について

1 主務大臣の確認

税制上の特例措置（P4～7 ※事業所税を除く）の活用にあたっては、知事の認定に加え、措置実施計画の措置により付加価値増、給与増等の一定の要件を満たしているか、主務大臣の確認が必要になります。

（参考）主務大臣の確認要件（主務大臣の告示）

次のアに該当し、イ又はウのいずれかに該当することが必要となります。具体的な数値については、主務大臣の告示をご確認下さい。

- ア．付加価値額の増加
- イ．常用労働者の給与額の増加及び常用労働者数の維持
- ウ．常用労働者数の増加

具体的な手続については、「国際物流拠点産業集積地域における主務大臣による確認の手引き（設備投資等に係る課税の特例版）」をご確認いただくか、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室（TEL：03-5253-2111 内線：34363、34364）へお問い合わせ下さい。

内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/okinawa/seisaku/okishinhou/2014kaisei/butsuryu.html>

2 変更認定又は認定取消

（1）変更認定

認定された措置実施計画のうち、下記に該当する事項を変更する場合には、措置実施計画の変更認定が必要になります。

認定申請書（計画内容）に変更が生じると判明した時点で、速やかに、ワンストップ相談窓口にご相談のうえ、変更認定申請書（様式第3号）により、変更申請を行ってください。

変更申請の内容を確認のうえ、変更認定書（様式第4号）を交付します。

また、改めて主務大臣の確認が必要となりますのでご注意ください。

【変更申請の該当項目】

- ① 認定事業者の名称
- ② 事業者の所在地
- ③ 対象資産の取得日又は供用開始日（事業年度を超える場合等）
- ④ 措置の実施期間
- ⑤ 措置の実施場所
- ⑥ 実施計画の実現が難しくなる程度の対象資産の変更
- ⑦ 対象資産の金額（変更額によっては、変更申請不要と判定される場合もあり）
- ⑧ その他、実施計画の申請内容について、実施に影響があると考えられる事項

（2）認定取消

認定された措置実施計画が実施されていない場合には、認定を取り消すことがあります。

3 実施状況の報告等

(1) 実施状況の報告

措置実施計画の認定を受けた事業者は、実施状況、収支決算、機械等の取得等に関する実績等を記載した実施状況報告書（様式第6号）を、実施期間中の各事業年度終了後1ヶ月以内に毎年提出して下さい。

審査の結果、措置内容が適切に実施されていると認められるときは、認定書が交付されます。

【提出様式】

- ①【様式第6号】認定国際物流拠点産業集積措置実施計画実施状況報告書
- ②別紙1-①
- ③別紙1-②

※①には損益計算書を添付して下さい。

※②③は、主務大臣の確認を受けている場合に提出して下さい。

【提出先】

企業立地推進課までメールにて提出して下さい。

報告書提出先：indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

(2) その他の調査

その他、必要に応じて、各種アンケート調査等をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

IV 特定国際物流拠点事業の認定申請について

1 特定国際物流拠点事業の認定とは

(1) 特定国際物流拠点事業の認定

国際物流拠点産業集積地域制度における税制上の特例措置（所得控除）の活用にあたっては、以下の要件を満たすことについて、知事の認定及び主務大臣の確認を受ける必要があります。主務大臣の確認要件については、P25を確認してください。

(2) 知事の認定要件

国際物流拠点産業集積地域における特定国際物流拠点事業の認定を受けるには、沖振法に規定する以下の要件を満たす必要があります。

- ① 適切な事業計画を有すると認められること。
- ② 区域内で設立された法人であること。
- ③ 区域内に本店又は主たる事務所を有すること。
- ④ 常時使用する従業員の数が15人以上であること。
- ⑤ 設立から10年以内であること。

※合併法人又は継承法人については、前身が区域内において対象事業を営んでいた期間を10年から減じた期間内であること。

- ⑥ 区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと。
- ⑦ 区域外の事業所では、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める業務以外の業務を行わないものであること。

ア. 倉庫業、機械等修理業、航空機整備業

- (ア) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- (イ) 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務
- (ウ) 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- (エ) 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- (オ) 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務
- (カ) (ア) から (オ) までに掲げる業務に付随する業務

イ. 無店舗小売業

- (ア) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- (イ) 当該法人が販売する物資の広告又は宣伝を行う業務
- (ウ) 当該法人が販売する物資を調達するための広告又は宣伝を行う業務
- (エ) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- (オ) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- (カ) (ア) から (オ) までに掲げる業務に付随する業務

ウ. 製造業

- (ア) 当該法人が製造する製品に関する調査を行う業務
- (イ) 当該法人が製造する製品の広告又は宣伝を行う業務
- (ウ) 当該法人が製造する製品の販売を行う業務

- (エ) 当該法人が販売した製品に関する情報の提供を行う業務
 - (オ) 当該法人が製品を製造するために必要な原料又は材料を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
 - (カ) (ア) から (オ) までに掲げる業務に付随する業務
- ⑧ 区域外の事業所における従業員数が常時使用する全従業員数の 20%又は 5 人のいずれか多い人数以下であること。

(3) 申請時期

特定国際物流拠点事業の認定に係る申請については、随時、受け付けていますが、審査から認定まで概ね 2 ヶ月程度要しますので、時間的余裕を持って申請してください。

2 特定国際物流拠点事業の認定までの流れ

(1) 事前相談

対象事業、特定国際物流拠点事業の認定要件、認定申請手続等については、ワンストップ相談窓口で事前に相談可能です。

また、税制上の特例措置については、各関係行政機関に事前のお問合せください。



(2) 申請書の作成

企業立地推進課のホームページから様式をダウンロードして、申請書を作成してください。(P23参照)

作成にあたっては、企業立地推進課にて申請書作成に係る事前相談の対応も行っています。



(3) 申請書の提出

作成した申請書は、添付書類と併せて、企業立地推進課に提出してください。



(4) 申請書の審査及び認定

審査の結果、申請内容が適正であると認められると認定書が交付されます。

※企業立地推進課のホームページで、認定の概要を公表します。

※認定書は、申請書に記載のある住所及び代表者宛てに沖縄県（制度担当）から送付されます。



(5) 主務大臣の確認

税制上の特例措置(所得控除)を受けようとする場合は、主務大臣の定める基準に適合する旨の確認が必要です。国の担当窓口申請し、確認書の交付を受けてください。(P25参照)



(6) 各特例措置（所得控除）の活用

必要書類（認定書・確認書等）をお持ちの上、各窓口にて直接手続を行ってください。

※沖縄県（制度担当）や公社から、各関係行政機関に対し認定を行った旨の連絡はいたしません。



(7) 事業実施状況の報告・認定

認定期間中においては、毎年度、事業実施報告書を作成し、事業年度終了後から1ヶ月以内に、企業立地推進課に提出してください。

審査の結果、適切に事業が実施されていると認められると、認定書が交付されます。
※実施状況報告書の認定が受けられなかった場合でも、既に受けた特例措置が取り消されることはありません。

3 認定申請書提出先・申請書類

【認定申請書提出先】

認定申請書類については、企業立地推進課までメールにて提出してください。

認定申請書提出先：indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

【申請書類】

(1) 認定申請書様式

【様式第1号】特定国際物流拠点事業認定申請書

(2) 当制度関係書類は、下記URLからダウンロードしてください。

申請書は、パソコン(Microsoft Word)で作成してください。

手書きでの作成は、不可です。

①当制度「手引き」：

沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口「国際物流拠点産業集積地域」

<https://zei-tokku.okinawa/kokusai.html>

②認定申請書等：

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/kigyoritchi/kokusaibuturyutoku.html>

(3) 認定申請書に添付する書類

提出する書類は、申請書のほかに次の添付書類が必要になります。

		必要添付書類	備考
1	共 通	事業計画	【様式1】事業計画書 【様式2】会社概要 【様式3】事業概要 【様式4】投資・資金計画
2		賃借対照表	複写。直近1期分。
3		損益計算書（販管費及び原価の明細書等を含む）	
4		登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	3ヶ月以内に発行されたもの。 複写
5		常時使用する従業員名簿	【様式5】 国際物流産業集積地域の区域外にある事業所も含め、法人全体の従業員を提出すること。
6		雇用契約書の写し又はこれに類する書類	様式5に記載の従業員のもの
7		雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し又はこれに類する書類	様式5に記載の従業員のもの

8		定款（または寄附行為）	複写
9		国際物流拠点産業集積地域の区域内において、専ら特定国際物流拠点事業を営むことを明らかにする説明資料	【様式6】 定款に記載のある事業目的毎の説明をお願いします。 例：定款記載の〇〇は、日本標準産業分類の〇〇業（番号）に該当する。事業計画記載の〇〇を定めたものであり、当該事業の売上は〇%となっている。
10		その他必要に応じて別途依頼	
11	無店舗 小売業を 営む法人	主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うことを明らかにする書類	
12		自らが国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置する施設又は設備の内容を明らかにする書類（施設又は設備は、特定物資の保管、検査及び荷造りのため又は特定物資の販売に係る売買契約の申込みの受付及び当該契約の締結を行うためのものに限る。）	
13	機械等 修理業を 営む法人	主として特定物資の修理を行うことを明らかにする書類	
14		自らが国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置する施設又は設備の内容を明らかにする書類（施設又は設備は、特定物資の保管、検査、修理及び荷造りのためのものに限る。）	

※提出書類については、原本の照会を求める場合もありますので、申請書類とあわせて保存をお願いいたします。

IV-Ⅱ 特定国際物流拠点事業の認定後の手続について

1 主務大臣の確認

税制上の特例措置(所得控除)の活用にあたっては、知事の認定に加え、国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして、一定の要件を満たしているか、主務大臣の確認が必要となります。

(参考) 主務大臣の確認要件 (主務大臣の告示)

次のアに該当し、イ又はウのいずれかに該当することが必要となります。具体的な数値については、国の告示や手引きをご確認下さい。

- ア. 付加価値額の増加
- イ. 常用労働者の給与額の増加及び常用労働者数の維持
- ウ. 常用労働者数の増加

具体的な手続については「国際物流拠点産業集積地域における主務大臣による確認の手引き(所得控除版)」をご確認いただくか、内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付産業振興担当参事官室(TEL:03-5253-2111 内線:34363、34364)へお問い合わせ下さい。

内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/okinawa/seisaku/okishinhou/2014kaisei/butsuryu.html>

2 事業の開始・変更の届出等

(1) 認定事業の開始等の届出

認定事業に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ事業 {開始・休止・廃止} 届出書 (様式第3号) により知事に届け出てください。

(2) 認定事項等の変更

事業認定を受けた法人は、事業開始届等に記載した事項に変更があった場合や、国際物流拠点産業集積地域の区域内における本店又は主たる事務所の異動があった場合は、事業開始等変更届出書 (様式第4号) により速やかに知事に届け出てください。

(3) 認定の要件に該当しないこと等となった事項の届出及び認定の取消

事業認定を受けた法人は、以下の事項等で認定要件に該当しなくなった場合は、認定要件に該当しないこと等となった事項届出書 (様式第5号) により速やかに知事に届け出てください。

認定の要件を欠くに至ったと認めた場合、認定の取消を行います。

- ①本店若しくは主たる事務所の所在地が国際物流拠点産業集積地域の区域外になったとき。
- ②常時使用する従業員の数が15人に満たなくなったとき。
- ③沖振法令第21条第2項第3号から第7号までに規定する要件のいずれかに該当しなくなったとき。

3 実施状況の報告等

(1) 実施状況の報告

特定国際物流拠点事業の認定を受けた法人は、事業年度の終了後1ヶ月以内に、認定事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告書（様式第7号）を毎年提出して下さい。

審査の結果、認定事業が適切に実施されていると認められるときは、認定書が交付されます。

【提出様式】

①【様式第7号】認定特定国際物流拠点事業実施状況報告書

②別紙1-①

③別紙1-②

※①には損益計算書を添付してください。

※②③は、主務大臣の確認を受けている場合に提出してください。

【提出先】

企業立地推進課までメールにて提出してください。

報告書提出先：indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

(2) その他の調査

その他、必要に応じて、各種アンケート調査等をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

VI 問い合わせ先

1 各特例措置の相談・申請窓口

各特例制度については、それぞれの関係行政機関等による審査が、別途行われます。そのため、特例措置の期間、手続きに必要な資料、手続きの締切日等は、各関係機関に事前相談を行ってください。

国 税 (法 人 税)	:	所管の各税務署
県 税 (法 人 事 業 税)	:	沖縄県の県税事務所
県 税 (不 動 産 取 得 税)	:	沖縄県の県税事務所
市 町 村 税 (固 定 資 産 税)	:	各市町村の税務担当課
市 町 村 税 (事 業 所 税)	:	那覇市資産税課
関 税 (保 税 地 域 に 係 る 特 例)	:	沖縄地区税関・内閣府
融 資 制 度	:	沖縄振興開発金融公庫
中小企業信用保険法	:	沖縄県信用保証協会
中小企業投資育成株式会社法	:	大阪中小企業投資育成株式会社九州支社
国の確認要件	:	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）産業振興担当参事官室

2 制度概要のお問い合わせ先

○公益財団法人沖縄県産業振興公社

沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

T E L : 098-894-6377

E mail : okitoku@okinawa-ric.or.jp

<https://www.zei-tokku.okinawa/>

○沖縄県商工労働部 企業立地推進課 立地企業支援班

T E L : 098-866-2770

F A X : 098-866-2846

E mail : indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/kigyoritchi/kokusai-buturyutoku.html>

○内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室

T E L : 03-5253-2111（内線：34363、34364）

<https://www8.cao.go.jp/okinawa/seisaku/okishinhou/2014kaisei/butsuryu.html>

別添 記入要領・記入例

1 措置実施計画認定申請書の記入要領

記載する年表記は西暦で統一してください。

(様式第1号) 国際物流拠点産業集積措置実施計画認定申請書

- (1) 国際物流拠点産業集積措置の事業者名等
 - ① 住所地及び事業者名
本社と事業所が異なる場合、実際に措置を行う住所を記入すること。
 - ② 事業の属する業種名
日本標準産業分類の小分類で記入すること。
 - ③ 国際物流拠点産業集積措置実施計画の概要
計画の概要を記入すること。

(別紙1) 申請者の基本的事項、措置実施場所の基本的事項

- (1) 申請者の基本的事項
申請者の基本的事項について記載すること。
 - ① 業種
主たる業種を日本標準産業分類の大・中・小分類ごとに記入すること。
- (2) 措置実施場所等の基本的事項
措置実施場所（措置を行おうとする場所）の基本的事項について記載すること。様式第1号記載の「国際物流拠点産業集積措置を行おうとする住所地及び事業者名」、「国際物流拠点産業集積措置を行おうとする事業の属する業種」と一致させること。
 - ① 措置実施場所
措置実施場所の住所を記入すること。
 - ② 実施場所事業所名
措置を行おうとする事業者名（実施主体）と事業所名を記入する。
 - ③ 措置の属する業種
措置の属する業種を日本標準産業分類の大・中・小分類ごとに記入すること。

(別紙2) 措置実施計画の内容（県の認定要件）

- ① 取組概要
取組の概要を記入すること。なお、この項目の内容は認定時に公表します。様式第1号記載の「国際物流拠点産業集積措置実施計画の概要」と一致させること。
- ② 達成しようとする目標

達成しようとする目標（売上高の増加、労働生産性の向上）について、定量的な数値（措置開始前の直近事業年度実績比〇%以上の増加、等）を記入してください。

③ 具体的な措置の内容

措置実施計画の内容を具体的に記入すること。

④ 実施期間

措置の実施期間を記入すること。なお、主務大臣の確認を受ける場合、措置期間が2年以上5年以下であることが必要となりますので、下記を参考に実施期間を設定してください。

[実施期間と措置期間の考え方]

実施期間：実際に措置を実施する期間（知事への申請書に記載する期間）

措置期間：実施期間の開始日が属する事業年度の初日から、実施期間の終了日が属する事業年度の末日までの期間（主務大臣の告示第1条第7号）

(例) 事業年度が4月1日～3月31日である申請者の場合

・実施期間 ①2022年10月1日 から ②2026年10月31日

・措置期間 ①の属する事業年度の初日（2022年4月1日）から

②の属する事業年度の末日（2027年3月31日）まで

= 5年

⑤ 実施体制

担当者・部署・部門の役職及び役割及び人数を記入すること。

⑥ 必要な資金の額及びその調達方法

総事業費における自己資金、借入金、その他の内訳を記載し、借入（予定）先を記入すること。

⑦ 措置の実施により見込まれる効果

見込まれる効果（製造量の増加や製造コスト低減等）を記入すること。

⑧ 活用を予定する支援措置

活用を予定する支援措置について該当する措置の□にチェックを入れる。

(別紙3) 措置実施計画に必要な施設の整備その他の措置

① 資産の種類

取得予定資産の種類（土地、建物及び建物附属設備、機械・装置）を記入すること。

② 資産の内容

建物、建物附属設備については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一の「構造又は用途」+「資産名等具体的な設備の名称」などを記述し、対象資産であることを明記すること。

③ 予定単価、取得予定価格

取得予定の単価と価格を税抜き、千円単位（千円未満切り捨て）で記入

すること。添付いただく各設備の取得価格が確認できる資料の金額と一致するか、ご確認ください。

④ 取得予定時期、供用開始時期

予定している取得年月及び供用開始予定の年月を西暦で記入すること。

1-2 措置実施計画認定申請書の記入例

(1) 様式第1号

様式第1号（第3条関係）

国際物流拠点産業集積措置実施計画認定申請書

2022年 9月 1日

沖縄県知事 殿

住所 沖縄県那覇市泉崎100番地
名称 株式会社おきなわ食品
代表者の氏名 代表取締役 沖縄 太郎

エクセルシート
(別紙1)の申
請者の基本的事
項」に入力

沖縄振興特別措置法第42条の2第1項の規定に基づき、みだしの計画について認定を受けた
いので下記のとおり申請します。

記

1 国際物流拠点産業集積措置の事業者名等

(1) 国際物流拠点産業集積措置を行おうとする住所地及び事業者名
住 所 : 沖縄県うるま市州崎100番地
事業者名 : 株式会社おきなわ食品 うるま工場

実際に実施する事業所を記入
してください。本社と同じ所
在地でも記入。
エクセルシート(別紙1)の
「措置実施場所等の基本的事
項」に入力

(2) 国際物流拠点産業集積措置を行おうとする事業の属する業種名
(大分類) 製造業
(中分類) 食料品製造業
(小分類) 091畜産食料品製造業

日本標準産業分類を確認し、該
当事業を、小分類(分類コード
3桁)で記載してください。
エクセルシート(別紙1)の
「措置実施場所等の基本的事
項」に入力

(3) 国際物流拠点産業集積措置実施計画の概要

レトルト製品等の製造工程の効率化に取り組むことで、売上高の増加及び労働生産
性の向上を図る。

エクセルシート(別紙2)の
「取組概要(※認定時に公表)
」に入力

2 沖縄振興特別措置法第42条の2第2項に掲げる記載事項 別紙1から3のとおり

(日本標準産業分類)

e-Stat 政府統計の総合窓口ホームページ → 統計分類・調査項目 → 統計分類 → 日本標準産業分類

又は <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

(2) 別紙 1

入力不可

申請書作成支援終了後、実際の申請日を入力

管理番号				別紙 1					
		申請日：	2022	年	9	月	1	日	
申請者の基本的事項									
名 称	株式会社おきなわ食品		電話番号	098-000-0000					
代表者名	代表取締役 沖繩 太郎		申請担当	那覇 花子					
本社	〒 900-0805		E-mail	hanako@					
所在地	沖縄県那覇市泉崎100番地		設 立 日	1971	年	12	月	1	日
主 たる 業 種	(大分類) 製造業		従業員数						
	(中分類) 食品製造業		申請者の	自	4月1日				
	(小分類) 091畜産食料品製造業		事業年度	至	3月31日				
措置実施場所等の基本的事項									
措置実施	〒 901-1111		実施場所	株式会社おきなわ食品 うるま工					
場 所	沖縄県うるま市洲崎100番地		事業所名	場					
措置の属 する業種	(大分類) 製造業		実施場所	50					
	(中分類) 食品製造業		従業員数						
	(小分類) 091畜産食料品製造業								
<p>主たる業種を日本標準産業分類に準じて入力</p> <p>措置実施場所で行う業種をプルダウンリストより選択</p>									

(3) 別紙2

入力すると様式第1号の1(3)に表示されます。
認定後は計画概要として公表します。

受理番号

入力不可

別紙2

申請日： 2022年 9月 1日

措置実施計画の内容

取組概要 ※認定時に公表	レトルト製品等の製造工程の効率化に取り組むことで、売上高の増加及び労働生産性の向上を図る。	
達成しようとする 目標	2026年度の売上高及び労働生産性を2021年度実績比で以下のとおりとする。 ・売上高10%増加 ・労働生産性5%増加	
具体的な 措置の内容	当社は、食肉を原材料に加工製品の製造を行っており、今回、レトルト製品や乾燥製品及び精肉加工品の製造工程を効率化するための原料の乾燥機、スライサー及び異物検出器を導入する。	
実施期間	2022年 10月 1日 ~ 2027年 3月 31日 (事業年度)	
実施体制	西暦	
	部署・部門名	措置実施計画における主な役割及び人数
	工場長	実施計画の総括
	乾燥製品製造部門	製造ラインの管理・運用(責任者1名含む5名)
食肉加工製品製造部門	製造ラインの管理・運用(責任者1名含む10名)	
必要な資金の額 及びその調達方法	総事業費(税抜)	21,335,000 円
	うち、自己資金	16,335,000 円
	うち、借入金	5,000,000 円
	その他(増資等)	0 円
	借入(予定)先	沖縄振興開発金融公庫
措置の実施により 見込まれる効果	措置の実施により、乾燥製品の製造量を約2倍/日とするほか、精肉加工製品の製造量を約1.6倍/日に増加すると見込んでいる。 これにより、売上高の増加と製造コストの低減を見込んでいる。	
活用を予定する 支援措置	<input checked="" type="checkbox"/> 課税の特例	<input checked="" type="checkbox"/> 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付
	<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業信用保険法の特例	<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業投資育成株式会社法の特例
その他		

実施計画に従って実施する期間の初日から末日までを記入すること。

事業実施可能な体制かどうかを確認しますので、責任者(統括)、担当部署及び人数等を具体的に記入してください。

措置実施計画に必要な資金の調達方法を入力

2 特定国際物流拠点事業の認定申請書の記入要領

(様式第1号) 特定国際物流拠点事業認定申請書

申請者

法人名称

法人の名称を記入すること。

代表者氏名

法人の代表者の役職及び氏名を記入すること。

本店又は主たる事務所の所在地

登記事項証明書記載の住所を記入すること。

本店とは別に主たる事務所がある場合は、その住所を記載すること。

支店又は従たる事務所の所在地

支店または従たる事務所がある場合は、その住所を記載すること。

法人の設立時期

登記事項証明書に記載の設立年月日を記載すること。

事業計画

事業計画書や会社概要を別紙1～4に記載すること。

常時使用する従業員の数

法人全体の常時使用する従業員の数を記載し、別紙5を作成すること。

申請法人の国際物流拠点産業集積地域の区域外にある事業所における業務内容

国際物流拠点産業集積地域の区域外に事業所がある場合は、その事業所における業務内容を記載すること。

区域外事業所において業務に従事する従業員の数

区域外事業所がある場合、従業員数を記入すること。

国際物流拠点産業集積措置実施計画及び特定国際物流拠点事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令(平成14年内閣府・経済産業省令第4号)第7条第1号又は第2号に掲げる場合にあつては、それぞれ、その合併を行った法人のうち国際物流拠点産業集積地域の区域内において最も早く当該事業を開始した法人の当該事業の開始日又は当該実質的に同一と認められる者の当該事業の開始日

合併法人又は継承法人の場合、記入すること。

その他事業に関し必要な事項

その他必要事項がある場合、記入すること。